

高度電子機械産業 国際認証取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、高度電子機械産業市場への参入を目指す県内中小企業者等の競争力強化を図るため、必要な認証を取得する中小企業者に対し、予算の範囲内において「高度電子機械産業 国際認証取得奨励金（以下「奨励金」という。）」を交付するものとする。その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者のうち、製造業に属する事業を主たる事業として営む者をいう。

2 この要綱において、「奨励金対象認証」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) JISQ9100認証：国際航空宇宙品質グループ（IAQG：International Aerospace Quality Group）による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本規格をいい、AS9100（アメリカ規格）、EN9100（ヨーロッパ規格）も含むものとする。
- (2) Nadcap認証：PRI（Performance Review Institute）が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラム
- (3) ISO13485認証：医療機器の品質保証マネジメントシステムの国際標準規格

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者であって、知事が指定したものとする。

- (1) 県内に奨励金の対象事業を遂行する事業所を有する中小企業者であること。
 - (2) 航空機分野、医療・健康機器分野に参入し、又は参入を目指している中小企業者であって、「みやぎ高度電子機械産業振興協議会」の会員であること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
- (1) 奨励金の対象となる認証取得について、国や市町村等からの補助金を受ける場合
 - (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (3) 県税に未納のある者

(奨励金対象認証取得の指定の申請)

第4条 前条第1項の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奨励金対象認証取得の最終審査日の30日前までに、次に掲げる書類を添えて、奨励金対象認証取得指定申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 国際認証取得計画書
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 最近3か年分の事業報告書及び決算書

- (4) 県税の納税証明書
- (5) 暴力団排除に関する誓約書及び役員名簿

(奨励金対象認証取得の指定等)

第5条 知事は、前条の奨励金対象認証取得の指定申請の提出を受けたときは、その指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。ただし、第3条第1項各号の要件を満たす場合であっても、予算の状況等の理由により奨励金対象認証取得の指定を行わないことがある。

- 2 前項の規定による指定を決定した旨の通知は、奨励金対象認証取得指定通知書（様式第2号）によって行うものとし、知事はその指定に当たり条件を付することができるものとする。
- 3 第1項の規定による奨励金対象認証取得の指定後、奨励金対象認証取得の指定を辞退しようとする場合は、奨励金対象認証取得指定辞退届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による奨励金対象認証取得の指定後、指定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は必要な報告を求め、当該奨励金対象認証取得の指定を取り消すことがある。
 - (1) 虚偽の方法により奨励金対象認証取得の指定を受けた場合
 - (2) 第2項の規定により付した条件に違反した場合
 - (3) 奨励金対象認証取得の指定を受けた日から一年以内に認証取得に着手しない場合又は二年以内に認証取得が完了しない場合
- 5 第1項の規定による奨励金対象認証取得の指定後、認証取得計画等に重要な変更があった場合は、奨励金対象認証取得変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第6条 指定の通知を受けた者は、知事が認証取得の遂行状況等について報告を求めたときは、様式第5号により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(奨励金の交付額)

第7条 奨励金の交付額は、別表のとおりとし、同表右欄の掲げる交付限度額を限度とする。

(奨励金の交付の申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金対象の認証を取得した日から30日以内に次に掲げる書類を添えて、奨励金交付申請書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第7号）
- (2) 認証取得登録標の写し
- 2 前項の申請書は、規則第12条第1項の補助金等実績報告書を兼ねるものとする。

(奨励金の交付)

第9条 知事は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等を行い、奨励金対象認証取得の指定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、予算の範囲内

において奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 規則第6条の規定により奨励金の交付の決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、必要な報告を求め、当該奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けた場合
- (2) 第5条第2項の規定により付した条件に違反した場合

(奨励金の確定)

第11条 奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(書類の提出)

第12条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とし、それぞれ経済商工観光部新産業振興課に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第13条 奨励金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年4月16日から施行し、平成26年度予算に係る奨励金に適用する。
(平成27年度以降の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る奨励金に適用する。
(令和5年度以降の適用)
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

別表（第7条関係）

奨励金交付限度額

区 分	コンサルタントの 指導の有無	奨励金交付限度額
(1) J I S Q 9 1 0 0 認証取得	指導なし	5 0 万円
(2) N a d c a p 認証取得	指導あり	1 0 0 万円
(3) I S O 1 3 4 8 5 認証取得		

様式第1号（第4条関係）

奨励金対象認証取得指定申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

高度電子機械産業 国際認証取得奨励金交付要綱第4条による指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

（J I S Q 9 1 0 0 認証取得・N a d c a p 認証取得・I S O 1 3 4 8 5 認証取得）

2 添付書類

- （1）国際認証取得事業計画
- （2）法人登記事項証明書及び定款の写し
- （3）最近3か年分の事業報告書及び決算書
- （4）県税の納税証明書
- （5）暴力団排除に関する誓約書
- （6）知事が必要と認める書類

国際認証取得計画書

(J I S Q 9 1 0 0 認証 ・ N a d c a p 認証 ・ I S O 1 3 4 8 5 認証)

1 申請者の概要

創業		業種	
資本金		主要製品 (加工内容)	
従業員			
経営的 技術的 特徴			
	年 月	年 月	年 月
売上高	千円	千円	千円
利益	千円	千円	千円
JISQ9100認証 取得の状況 (Nadcap認証 取得の場合)	(認証機関) (登録年月日)		
主要な 製造設備			
医療機器, 航空機部品 受注実績			
その他	担当者 職・氏名 : 電話番号 : E-メール :		
	経理担当者 職・氏名 : 電話番号 : E-メール :		

2 事業内容の説明

(1) 認証取得の目的等 (取得の理由・必要性・効果)	
(2) 社内における事業の推進体制	
(3) 取得までのスケジュール	
1 認証研修・指導等開始時期	年 月 日 (予定・確定)
2 文書審査	年 月 日 (予定・確定)
3 本審査	年 月 日 (予定・確定)
4 認証交付	年 月 日 (予定・確定)
(4) コンサルタント指導	
指導委託先	会社名 所在地
指導を受ける内容	
(5) 認証審査	
認証審査依頼先	機関 (会社) 名 所在地

3 取得に要する経費内訳

(単位：円)

支出科目（経費区分）	金額・適用など
<p>【認証取得に要する経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請料（申込料） ・ 審査料（書類審査、予備審査、 本審査の各審査費用） ・ 認証料（初回登録料） ・ 翻訳料 ・ 通訳料 ・ コンサルティング費 ・ 内部監査員養成研修費 	
合 計	

様式第3号（第5条第3項関係）

奨励金対象認証取得指定辞退届

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付け新産第 号により指定の通知のありました奨励金対象認証取得について、下記のとおり辞退したいので、高度電子機械産業 国際認証取得奨励金交付要綱第5条第3項の規定により届け出ます。

記

1 事業の目的

（J I S Q 9 1 0 0 認証取得・N a d c a p 認証取得・I S O 1 3 4 8 5 認証取得）

2 辞退の理由

様式第4号（第5条第5項関係）

奨励金対象認証取得変更届

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付け新産第 号により指定の通知のありました奨励金対象認証取得について、下記のとおり変更がありましたので、高度電子機械産業 国際認証取得奨励金交付要綱第5条第5項の規定により届け出ます。

記

1 事業の目的

（J I S Q 9 1 0 0 認証取得・N a d c a p 認証取得・I S O 1 3 4 8 5 認証取得）

2 変更年月日

3 変更事項

4 変更の事由

様式第5号（第6条関係）

奨励金対象認証取得遂行状況報告

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付け新産第 号により指定の通知のありました奨励金対象認証取得の
年 月 日現在の遂行状況について、高度電子機械産業 国際認証取得奨励金交付要綱第6条の規定
により報告します。

記

1 事業の目的

（J I S Q 9 1 0 0 認証取得・N a d c a p 認証取得・I S O 1 3 4 8 5 認証取得）

2 認証取得の進捗状況

3 今後の予定

4 認証取得完了見込み

様式第6号（第8条関係）

高度電子機械産業 国際認証取得奨励金交付申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事

殿

（申請者）

住 所

名 称

代表者名

下記のとおり国際認証を取得しましたので、補助金等交付規則第3条の規定により、奨励金
金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

（J I S Q 9 1 0 0 認証取得・N a d c a p 認証取得・I S O 1 3 4 8 5 認証取得）

2 添付書類

（1）事業実績書

（2）認証取得登録票の写し

3 振込口座

（1）金融機関（店舗）名

（2）口座番号（普通・当座の別）

（3）口座名義人

